

別記1

トップアスリート活動助成実施要項

(目的)

第1条 福岡県で活動する優秀なアスリートを称えるとともに、今後の競技活動を支援することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下、トップアスリートという。）とする。

- (1) 原則として、主に福岡県内で競技活動を継続していること
 - (2) 公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体が統括する競技、または、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会定款第44条に定める日本パラリンピック委員会の加盟競技団体が統括する競技のうちロサンゼルスパラリンピック競技大会採用競技を除く競技の競技者であること
 - (3) 助成対象期間から遡って1年の間に加盟団体が指定する日本代表、日本代表候補、年代別日本代表、年代別日本代表候補となっていること
- 2 助成対象期間に公益財団法人福岡県スポーツ協会が実施する「ジュニアアスリート海外遠征等支援事業」または「世界に伍するジュニアアスリート事業」の補助対象となる者は除く。ただし、当該2事業の選考の結果、補助決定とならなかった者はこの限りではない。

(助成対象活動)

第3条 助成の対象となる活動は、トップアスリートによる更なる競技力の向上を目指す活動とする。

(助成対象経費)

第4条 定めない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、上限500千円とする。ただし、助成対象期間を通じて助成対象活動を実施できない場合は、活動した1月あたり上限40千円を支給する。